

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）
昭和四四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇告示

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の役員が退任、就任又は住所変更

した旨の届出

県道の路線の認定

県道の路線の変更

道路の区域の決定

道路の供用の開始

告 示

鳥取県告示第四百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した
から、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二
十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者
昭和三十九年
七月一日 福島農業局 境港市中町九三 福島 哲

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十八
条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役
員が退任し、就任し又は住所変更した旨の届出があつた
ので、同法同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十九年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北
〃 中村 喜一 〃 大栄町大字東園
〃 原田 仙松 〃 北条町大字弓原

0100-00
51号 (第3種郵便物
認 可)

理事	前谷 繁次	西伯郡西伯町大字網屋、退任した役員の氏名及び住所
前谷	山田 勇	"
監事	幅田 民雄	"
持田	吉原 正	"
持本	前田 定利	"
吉畠	持本 栄寿	"
大頭	吉畠 正晴	"
遠藤	大頭 岩市	"
己一郎	谷口 英次郎	"
前本	大頭 岩市	"
徹	大頭 岩市	"
監事	大字 貫之	"
持田	大字 貫之	"
貫之	大字 貫之	"
任期満了により退任	大字 貫之	"

山川栄橋本

果当選し五月一日就任、任期二年

大庄村第一土地改良区

選任した役員の氏名

理事 前谷 繁次 西伯郡西伯町大字網屋

山田 勇

幅田民雄

吉原正

持本
榮壽

前田定利

吉烟
正晴

大頭岩市

谷口英次郎

11

監事 前本 徵

持田 貫之

任期満了により退任

前田 定利	吉畠 正晴	三四番地
藤原 克己	大字鍋倉一二二番地	四四九番地
藤原 操	大字興一(谷臺)ノ一番地	"
遠藤一郎	大字原八二七番地	"
監事 影本 博	大字絹屋五九七ノ一番地	"
幅田 民雄	二〇八番地	"
上光土地改良区	大字上光	"
理事 大平 実夫	氣高郡氣高町大字上光	"
退任した役員の氏名及び住所	昭和三十九年二月二十五日通常総会において総選挙の結果当選し、四月二十七日就任、任期三年	"

理事	山田 勇	西伯郡西伯町大字綱屋一〇一番地	就任した役員の氏名及び住所
影井 信夫	"	一一五七番地	
持田 貫之	"	二三四番地	
吉原 正	"	大字西四一二番地	
特本 栄寿	"	四一一番地	

理事	山田 勇	西伯郡西伯町大字網屋一〇一番地
影井 信夫	"	一一五七番地
持田 貫之	"	二三四番地
吉原 正	"	大字西四一二番地
特本 栄寿	"	四一一番地
前田 定利	"	二三四番地
吉畑 正晴	"	四四九番地
藤原 克己	"	大字鍋倉一二二番地
藤 操	"	大字興一谷臺一ノ番地
遠藤巳一郎	"	大字原八二七番地
監事 影本 博	"	大字網屋五九七ノ一番地
幅田 民雄	"	二〇八番地
昭和三十九年二月二十五日通常総会において総選挙の結果当選し、四月二十七日就任、任期三年		

理事 大平 実夫 気高郡気高町大字上光
退任した役員の氏名及び住所

第5種郵便物(認)		昭和39年7月28日 火曜日 鳥取県公報 第3551号		第5種郵便物(認)	
理事	松岡 孝之	倉吉市三江四二九番一合併地	山本 信雄	"	三四〇三番地
尾崎 正勝	"	志津二二三番地	山本 信雄	"	三〇三番二地
徳永 富幸	"	中野二二一番地	山脇 岩崎	小村 勝美	尚徳村三ヶ堰土地改良区
変更後		退任した役員の氏名及び住所		尚徳村三ヶ堰土地改良区	
理事	山脇 岩崎	志津二二三番地	山脇 岩崎	小村 勝美	尚徳村三ヶ堰土地改良区
徳永 富幸	"	中野二二一番地	鷺見 喜一	"	退任した役員の氏名及び住所
尚徳村三ヶ堰土地改良区		退任した役員の氏名及び住所		谷本 藤重	大袋 青木
監事	前谷 繁次	西伯郡西伯町大字鍋屋	前谷 繁次	岩市 大字西	尚徳村三ヶ堰土地改良区
理事	山田 勇	"	山田 勇	大字西	退任した役員の氏名及び住所
吉原 正	"	"	吉原 正	大字西	尚徳村三ヶ堰土地改良区
持本 栄寿	"	"	持本 栄寿	大字西	退任した役員の氏名及び住所
大頭 定利	"	"	大頭 定利	大字西	尚徳村三ヶ堰土地改良区
前田 吉畑	"	"	前田 吉畑	大字西	退任した役員の氏名及び住所
岩市	"	"	岩市	大字西	尚徳村三ヶ堰土地改良区
谷口英次郎	"	"	谷口英次郎	大字西	退任した役員の氏名及び住所
遠藤己一郎	"	"	遠藤己一郎	大字西	尚徳村三ヶ堰土地改良区
前本 徹	"	"	前本 徹	大字西	退任した役員の氏名及び住所
持田 貫之	"	"	持田 貫之	大字西	尚徳村三ヶ堰土地改良区
任期満了により退任	"	"	任期満了により退任	大字西	退任した役員の氏名及び住所

理事	山田 勇	西伯郡西伯町大字絹屋 一一〇一番地、	田中 克己	榎原
影井 信夫	"	"	松浦 徳虎	橋本
持田 貫之	"	"	山脇 浩	榎原
吉原 正	"	大字西四一二番地	十祖 賴	"
持本 栄寿	"	二三四番地	鷲見 喜一	"
前田 定利	"	二三四番地	綿谷 為春	"
吉畑 正晴	"	四四九番地	乗本 貞雄	青木
藤原 克己	"	大字鍋倉一二二番地	加藤 輜敏	橋本
藤 操	"	大字興一谷三ノ三番地	加藤 力蔵	"
遠藤巳一郎	"	大字原八二七番地	橋本	"
監事 影本 博	"	大字絹屋五九七ノ一一番地	岡 俊隆	榎原
幅田 民雄	"	二〇八番地	監事	"

01093

01

(第3種郵便物)
(認可)

7 昭和39年7月28日 火曜日 鳥取県公報 第3551号

新	旧	別旧 新	路 線 名	路 線 名	終 起	終 起	点 点	點 點	經 過 要 地 な ら ぬ
大内江府線	大山江府線		大山御机線	西伯郡大山町大山寺					
同郡江府町	日野郡江府町		日野郡江府町大字御机						

鳥取県告示第四百五十六号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更するので、同法同条第三項の規定により告示する。
関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年七月二十八日
鳥取県知事 石破二朗

道 路 の 種 類	道 路 名	区	間	敷 地 の 員 延 長	メー トル	メー トル	備 考
県道 御机線 大山	日野郡江府町大字御机	日野郡江府町大字御机	日野郡江府町大字御机	七〇〇	七〇〇	九・五	
分岐点から 点まで	日野郡江府町大字御机	日野郡江府町大字御机	日野郡江府町大字御机	一・〇	一・〇	一・〇	
(二国まで)	同郡江府町大山松江尾接	同郡江府町大山松江尾接	同郡江府町大山松江尾接	二・五	二・五	二・五	国は二級

鳥取県告示第四百五十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。
関係図面は、昭和三十九年七月二十八日から八月間、鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十九年七月二十八日
鳥取県知事 石破二朗

理事 大平 実夫	氣高郡氣高町大字上光三〇〇番地
富川 郁雄	一六二ノ五番地
岡田 茂蔵	三一四番地
門脇 光男	三一三番地
公納 正治	五四一一番地
岡田 則孝	四七五番地
門脇 善市	五〇七番地
岡田 忠克	

就任した役員の氏名及び住所
退任した清算人の氏名及び住所
理事 山沢 武雄 鳥取市下段五三二一
昭和三十九年六月二十五日清算結了のため退任
下段土地改良区
退任した清算人の氏名及び住所
理事 山田 武夫 "

監事 岡田 武夫 "

阪田亀太郎 "

七七八番地

" 三谷 敏雄 "

六三四番地

昭和三十九年五月十八日臨時総会において総選挙の結果当選し、五月十九日就任、任期二年

鳥取県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和三十九年七月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

関係図面は、昭和三十九年七月二十八日から八月間、鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十八年七月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

種道類	路線名	供用開始の区間
県道	大山御机線	日野郡溝口町大内字大谷頭から
大内江府線	同郡江府町大字御机	まで
	同郡江府町大字江尾	まで

昭和四年四月十五日第三種郵便總局長發行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月額 二五〇円（送配料共）〕 所